

項番 28 平成 21 年（健厚）第 171 号

平成 21 年（健厚）第 181 号

平成 21 年 12 月 25 日 裁決

主文

本件各審査請求をいずれも棄却する。

理由

第 1 審査請求の趣旨

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求の趣旨は、後記第 2 の 2 記載の原処分を取り消すことを求める、ということである。

第 2 審査請求の経過

- 1 請求人は、健康保険及び厚生年金保険の適用事業所の事業主として健康保険料、厚生年金保険料並びに児童手当拠出金（以下、単に「保険料等」という。）の納付義務を負っていたところ、平成〇年〇月分から同〇年〇月分までの保険料等（以下「本件滞納保険料等」という。）を納期限までに納付しなかった。
- 2 国税徴収法上の徴収職員である〇〇社会保険事務所長は、本件滞納保険料等及びこれに係る延滞金を徴収するために、〇〇県税事務所長に対し、同事務所長によって既に滞納処分による差押えがされている請求人所有の不動産（① 土地「略」、建物「略」及び付属建物「略」② 土地「略」（以下、これらを併せて「本件不動産」という。）について、①の不動産については平成〇年〇月〇日付で、②の不動産については同年〇月〇日付で、それぞれ国税徴収法第 86 条第 1 項の規定する参加差押調書を交付して交付要求を行い、請求人に対し、それぞれ参加差押通知書によ

りこれを通知した（上記の各交付要求は、いずれもいわゆる参加差押えであり、以下、①の不動産に係るものを「原処分①」、②の不動産に係るものを「原処分②」といい、両者を併せて「原処分」という。）。

- 3 請求人は、原処分を不服として、当審査会に対し審査請求をした。なお、請求人が審査請求を申し立てるものとして提出した2通の「審査請求」と題する書面は同文であり、いずれにも、「審査請求に係わる処分」として、〇〇社会保険事務所長が平成〇年〇月〇日付で請求人所有不動産について行った参加差押えが挙げられているが、上記のように書面が2通提出されていることにもかんがみると、請求人は、平成〇年〇月〇日付参加差押えに係る原処分①だけではなく、同年〇月〇日付参加差押えに係る原処分②をも対象として審査請求を申し立てたものと認めるのが相当であるから、上記2通の書面のうち、1通の「平成〇年〇月〇日付」との部分は「平成〇年〇月〇日付」の趣旨と解することとし、原処分①に係る審査請求事件を平成21年（健厚）第171号事件、原処分②に係るそれを平成21年（健厚）第181号事件として、両事件を併合して審理することとした。

そして、請求人の原処分に対する不服の理由は、「略」

第3 当審査会の判断

- 1 原処分が国税徴収法第86条第1項の規定に基づくいわゆる参加差押え（以下、単に「参加差押え」という。）であることは明らかであり、それについて、請求人が本件滞納保険料等を納期限までに納付しなかったこと、それに関する国税徴収法第47条第1項所定の差押えの要件が備わっていること、本件不動産について既に滞納処分による差押えがされていること等、参加差押えの要件が具備されていることは、請求人も争っていないし、本件資料上も優に認められるところである。
- 2 このような原処分に対し、請求人は、第2の3に記載のように、原処

分は国税徴収法第48条第2項の無益な差押えの禁止の規定に違反するものであると主張するのであるが、この規定は、財産を差し押さえるに当たって、それを換価しても、差押えに係る債権への配当が得られないことが見込まれる場合に関するものと解されるところ、原処分に係る参加差押えは、先に差押えをした行政機関等が差し押さえた財産を換価した場合に交付要求という形でその配当を求めるもので、参加差押えをする者には、先行の差押えが解除されない限り当該財産を換価する権限はないのであるから、参加差押えには直ちにこの規定が適用されるものではないと解するのが相当である。したがって、本件不動産に対する〇〇県税事務所長による差押えの当否等を検討するまでもなく、請求人の主張は理由がない。

3 よって、原処分は適法・妥当であり、これを取り消すことはできない。以上の理由によって、主文のとおり裁決する。